

(意見書案第6号)

季節労働者対策の強化を求める意見書

今、世界的な金融・経済危機の影響が日本にも及び、雇用失業情勢は急速に悪化している。道内においても、派遣労働者や期間従業員の解雇、倒産などによる失業の増大に加え、本州で職を失った労働者も少なからず北海道に帰ってきている。

同時に、北海道の季節労働者の実態も深刻で、冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減された。季節労働者は、わずか20万円前後の特例一時金だけで厳寒の3、4カ月を生活しなければならないため、生存さえ危ぶまれる深刻な事態となっており、健康保険や年金の保険料を支払えない労働者がふえていることから、命と老後を脅かすことになりかねない。

政府・厚生労働省は2007年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施しているが、予算規模が十分とはいえ、労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため有効な対策となっていない。さらに、これらの施策は2009年度までの事業とされている。

「通年雇用化」は当然必要なことであるが、現下の厳しい雇用情勢のもとでは冬期間の雇用がないばかりか、年間を通じての失業が広がっている。

よって、政府においては、抜本的な雇用・失業対策が求められている今、季節労働者対策において必要な措置を講ずるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 雇用保険の特例一時金を差し当たり「50日分」に戻すこと。
- 2 「通年雇用促進支援事業」について季節労働者の実態に即した改善を図るとともに、追加対策を講ずること。
- 3 2010年度以降、季節労働者の冬期の失業に対する公的就労と所得保障など実効ある新たな制度を創設すること。
- 4 地域経済を下支えし、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業を拡大すること。そのために、政府としての地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年3月24日

釧路市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

} 宛